

**令和5年第2回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和5年6月8日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	5
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	17
議案	16	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案	17	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案	18	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29



報告第1号補助資料 泉南市市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第37条 前条の特別徴収義務者は月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により自治大臣が定めた様式による納入書<u>によつて</u>納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付手続)</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第37条 前条の特別徴収義務者は月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により自治大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を、施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付手続)</p>

改正前	改正後
<p>第40条 法人の市民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>第40条 法人の市民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から</p>	<p>（たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から</p>

改正前	改正後
<p>1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条の3 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条の4 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第50条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p>	<p>1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条の3 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条の4 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第50条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。</p>

改正前	改正後
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の4の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は2分の1) とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の4の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は2分の1) とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>

改正前	改正後
<p>17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>24 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>25 (略)</p> <p>26 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は0とする。</p>	<p>17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>25 (略)</p> <p>26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 当該工事が完了した年月日</p> <p>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受</p>	<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受</p>

改正前	改正後
<p>けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>	<p>けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>
<p>13 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の4 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該</p>	<p>14 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の4 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該</p>

改正前	改正後
<p>当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第9条の7 法第451条第1項第1号</u> (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間 (附則第9条の7の7第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第71条第1項の規定にかかわらず、<u>軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</p> <p><u>第9条の7の2</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第9条の7の3</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>附則第9条の7の5</u>の規定により読み替えられた第72条の6第1項の納期限 (納期限の延長があつたときは、その延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</p> <p><u>第9条の7</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第9条の7の2</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>附則9条の7の4</u>の規定により読み替えられた第72条の6第1項の納期限 (納期限の延長があつたときは、その延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p>

改正前	改正後
<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)  <u>第9条の7の4</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)  <u>第9条の7の5</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)  <u>第9条の7の6</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)  <u>第9条の7の7</u> (略)  2 (略)  <u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第72条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)  第9条の8 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)  <u>第9条の7の3</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)  <u>第9条の7の4</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)  <u>第9条の7の5</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)  <u>第9条の7の6</u> (略)  2 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)  第9条の8 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正前			改正後		
(略)			(略)		
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号ア（イ）	3,900円	2,000円			
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号ア（イ）	3,900円	3,000円			
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円			
	10,800円	8,100円			
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円			

改正前		改正後
	5,000円	3,800円
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	
<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		

改正前	改正後
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の8の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の8の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>



改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>6～17 (略)</p> <p>18 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>19 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>6～17 (略)</p> <p>18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、第34項、第35項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>19 (略)</p>



議案第16号補助資料 泉南州市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第23条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第27条の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第23条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第27条の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><u>3</u> <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経過すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経過すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び<u>第53条の9</u>第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p><u>4</u> <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経過すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経過すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び<u>第42条の9</u>第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>（個人の市民税の徴収方法）</p> <p>第30条 個人の市民税の徴収については、第35条、第38条の2第1項、第38条の5又は<u>第42条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか</u>、普通徴収の方法による。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（個人の市民税の徴収方法等）</p> <p>第30条 個人の市民税の徴収については、第35条、第38条の2第1項、第38条の5又は<u>第42条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか</u>、普通徴収の方法による。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p>
<p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び<u>府民税額の合算額</u>（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないことになつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p>	<p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の府民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないことになつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第35条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けたものであり、且つ同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第26条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、</p>	<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第35条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けたものであり、且つ同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第26条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1</p>

改正前	改正後
<p>第1項の規定により特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中であつた場合において、特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>によつて</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されたい旨の納税者からの申し出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第37条 前条の特別徴収義務者は月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により自治大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収額への繰入れ）</p> <p>第38条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されないこととなつた場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収<u>によつて</u>徴収されないこととなつた月以後において到来する第31条第1項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期においてその日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに普通徴収の方法<u>によつて</u>徴収するものとする。</p>	<p>項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中であつた場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の納税者からの申し出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第37条 前条の特別徴収義務者は月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により自治大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収額への繰入れ）</p> <p>第38条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなつた場合<u>には</u>、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収<u>により</u>徴収されないこととなつた月以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期においてその日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>2 法第321条の6第1項によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第38条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第35条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第38条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものに</p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第38条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第38条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第35条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第38条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものに</p>

改正前	改正後
<p>において普通徴収の方法<u>によつて</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によつて</u>徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第73条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下</u></p>	<p>において普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第73条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の</u></p>

改正前	改正後
<p>の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の7の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の8の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の7の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の8の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>



議案第17号補助資料 泉南市手数料条例新旧対照表

改正前		改正後	
(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。		(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。	
	手数料を徴収する事項		単位及び金額
(略)		(略)	
27	犬の登録	1頭につき3,000円	
(略)		(略)	
29	犬の鑑札の再交付	1件につき1,600円	
(略)		(略)	
27	犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）	1頭につき3,000円	
(略)		(略)	
29	犬の鑑札の再交付（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を除く。）	1件につき1,600円	
(略)		(略)	



議案第18号補助資料 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

第2条 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

